四日市市教委告示第7号

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

四日市市教育長 廣 瀬 琢 也

四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱の一部を改正する要綱 四日市市立小学校及び中学校の指定の変更に関する取扱要綱(平成15年四日市市教 委告示第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(小規模特認校制度についての例外)	
第9条 別表1に掲げる許可基準のうち	
小規模特認校に該当するときは、第3	
条から前条までの規定は適用せず、四	
日市市立小学校小規模特認校制度に関	
する実施要綱(令和6年教委告示6	
号)に定めるところによる。	
<u>第10条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)

	改正後								
E	別表 1								
	許可	事由	対象者	期間	備考 (添付書類等)				
	基準								
(略)									
	選択	(略)	(略)	(略)	(略)				
	可 能								
	地区								
	<u>小 規</u>	四日市市立小	対象者・期間・添付書類等については四日市市立小学						
	模特	学校小規模特	校小規模特認校制度に関する実施要綱で定めるところ による。						
	<u>認校</u>	認校制度に関							

する実施要綱に基づき、小規模特認校への就学が適当であると認めた場合

	改正前							
另								
	許可	事由	対象者	期間	備考 (添付書類等)			
	基準							
	(略)		ı	I				
	選択	(略)	(略)	(略)	(略)			
	可 能							
	地区							

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(教育委員会教育総務課)